

# 補助事業実施の手引き

## ～令和8年度愛媛県eスポーツ交流イベント促進事業費補助金～

### 1 目的

本補助金により、eスポーツモデル施設が主体となるイベントの開催経費を支援することで、各地域でのeスポーツ交流イベントの自発的な開催を促進し、障がい者へのeスポーツの更なる普及拡大を図り、障がい者の生きがいをづくりや社会参加につなげる。

### 2 補助対象者

県内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに規約、会則等が整備され、組織としての形態を有している団体で、障がい者のためのeスポーツ活動を実施又は実施しようとする者

### 3 補助条件

令和8年度eスポーツモデル施設として活動してください。なお、令和8年度eスポーツモデル施設ではない団体については、別紙様式にて令和8年度eスポーツモデル施設に応募することとします。

#### 【eスポーツモデル施設の概要】

共生社会の実現に向け、障がい者の輝く場や交流の場を創出すること等を目的に、県と協働して県内障がい者に対してeスポーツの普及を図る。

### 4 補助対象事業

補助対象事業は、県内で障がい者が楽しむことができるeスポーツ交流イベントを開催する活動であり、交付決定日から令和9年3月31日までに実施するものとするもの。

### 5 補助金額

#### (1) 補助率

2分の1以内（事業者負担：2分の1）

#### (2) 補助上限額

50千円（事業費上限額100千円×1/2）

※ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 6 補助対象経費

対象経費は以下のとおり。

費目	内容（例示）
旅費	イベントゲスト等への旅費
需用費	印刷製本費（チラシ・ポスター）、消耗品費
報償費	イベントゲスト等への謝金
役務費	郵送料
使用料・賃借料	会場使用料、会場付帯設備費、機材借料
保険料	イベント保険料
その他	上記に掲げるもののほか e スポーツイベント開催に必要と認める経費

○補助の対象とならない経費の例

- ・ 団体職員の給与
- ・ 団体の維持管理費（家賃、光熱費、水道代、電話料金等）
- ・ 交際費、接待費
- ・ 印紙、振込手数料
- ・ 備品購入費（単価 5 万円以上のもの）
- ・ 事業実施に直接関係しないスタッフ T シャツ等の購入費
- ・ e スポーツ機器

※助成となることが明確でない経費については、県に確認すること。

## 7 募集方法

所定の申請書類に必要事項を記入の上、令和 8 年 5 月 11 日（月）までに下記提出先に、メール又は郵送にて提出してください。

※全ての応募団体に対し、結果を通知します。

※予算の上限に達した場合は募集を終了させていただきます。

※メールで提出いただく場合には、別途送付先をお伝えしますので、下記メールアドレスまで御連絡ください。

## 8 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助金所要額調書（別紙 1）
- (3) 事業計画書（別紙 2）
- (4) 収支予算書（別紙 3）
- (5) 団体の概要が分かるもの（規約、会則、団体概要等）
- (6) 令和 8 年度 e スポーツモデル施設申込書（様式）※ 1
- (7) 口座振替申込書兼債権者登録票 ※ 2

※ 1：既に令和 8 年度 e スポーツモデル施設に決定している団体は不要

※ 2：他事業により県に口座登録済みの場合不要

## 9 留意事項

- (1) 事業実施後に実績報告書を提出する必要があるため、事業効果や成果を明確に記載できるよう、あらかじめ準備しておいてください。また、補助事業者の経理処理を確認するため、実績報告書と併せて、証拠書類（銀行振込明細書、領収書の写し等）を提出してください。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

## 10 提出・問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課  
TEL：089-947-5564、FAX：089-947-5721  
MAIL：chiikisports@pref.ehime.lg.jp